



国関整建安第119号

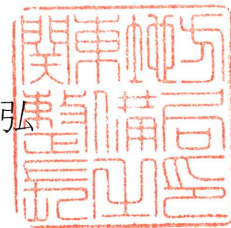
指 定 書

株式会社高良GUT
代表取締役社長 首藤 憶良 様

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定確認検査機関として指定する。

平成30年10月22日

国土交通省
関東地方整備局長 石原 康弘



記

- 1 指 定 番 号：国土交通省関東地方整備局長 第21号
- 2 指定確認検査機関の名称：株式会社高良GUT
- 3 住 所：東京都千代田区神田三崎町3丁目10番18号
マルキビルディング5階
- 4 指 定 の 区 分：建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第6号の2まで及び第9号から第14号の2までに掲げる区分
- 5 業 務 区 域：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県全域
- 6 確認検査の業務を行う事務所の所在地：
東京都千代田区神田三崎町3丁目10番18号
マルキビルディング5階
- 7 指 定 の 有 効 期 間：平成30年10月22日から5年間